

令和5年 2月 1日

組合員 各位

新潟県農業機械商業協同組合
事務局長 矢嶋 滋

肥料価格高騰対策事業について(2回目)修正版

農林水産省の予算「肥料価格高騰対策事業」の秋肥の申請が始まっています。商組にも問い合わせがあるので、当事業の詳細をお知らせいたします。なお、申請書類はすべて県ホームページからダウンロードして使用してください。商組ホームページインフォメーションからもリンクを貼ってあります。

1. 対象肥料と申請期限 肥料法に基づく肥料(肥料袋に記載された生産業者保証票の肥料の名称と登録番号を確認)で、秋肥 令和4年6月～10月に購入したもの 春肥 令和4年11月～令和5年5月に注文するもので、申請期限は、秋肥は令和5年2月28日まで。春肥は9月30日になる見込みです。

注意 対象期間は1作のみです。例えば、昨年6月に水稻穂肥を購入し秋肥として申請した場合は今年の春肥に今年用の穂肥を申請することはできません。(逆に、秋肥として申請していなければ春肥として今年用の穂肥も申請できます。) どちらか1回のみ申請となります。

2. 支援金の額

化学肥料低減の取組を行うことにした上で、増加した肥料費の国が70%、新潟県が15%、各市町村(0～15%)の補助が受けられます。(新潟+10%・五泉+10%・佐渡+15%・燕+15%・糸魚川+15%)

秋肥の支援金=(当年の肥料費-(当年の肥料÷1.4※÷0.9))×(85%+市町村上乘せ分)

例えば秋肥で100万円かかった場合は17.5万～20.6万円です。(春肥の上昇率※は3月に発表)

3. 申請方法

●農家が用意するもの

- ① 支援金の算出根拠となる書類 (1)請求者名、(2)被請求者名、(3)請求金額、(4)肥料の種類、数量、購入額(税込)が確認できる書類

○注文書(農機店作成の注文受付書と価格決定時期がわかる書類でも良い)

○請求書もしくは領収書

もしくは、農機店のシステムで作成する各農家の取引明細書があればそれだけで良い。

(1)～(4)が記載されていれば、一覧表か個票かなどの形態は問いません。

- ② 化学肥料低減計画(様式第1号別紙2) ア～ソまでの中から2つ以上に○を付けます。例えば

・水稻の場合 イ生育診断(葉色による穂肥診断)、カ稲わらの秋すき込み、キ有機質肥料の利用
(有機10%でもOK) コ低成分肥料(リン・カリが少ない肥料) シ側条、流し込み施肥
ソ一発肥料の導入(慣行より施肥量が減る)などで対応してください。

注意 すでに取り組んでいる場合は従来の取り組みの強化ということで◎を付けます。

例えば、コシヒカリだけだったのを早生もやるとか。面積を広げるとか。

なお、すでに有機栽培や特別栽培米等をやっている方は有機栽培等に取り組んでいることを証明する書類(有機農産物認証書等)を提出する。(低減計画の取組みは空欄で良い Q&A 問4-3(1-2))

・野菜の場合 ア土壌診断(pH 診断等、簡易なものでも良い) イ生育診断、エの堆肥の利用、キ有機質肥料の利用、ケの肥料施肥量の少ない品種の利用等

●肥料販売店(組合員農機店)の対応

申請する農業者が5人そろえば取組実施者(申請する人)になることができます。

“代表者の定めがあり、定款、組織規程及び経理規定等の組織運営に関する規定が定められていること”とありますので、法人のお店は、自社の定款と口座を利用して、申請してください。個人の農機店は定款の見本が農水省ホームページにあるので簡単に作成できます。(商組が申請することもできます。下参照)

農業者から集めた表記の支援金の算出根拠となる書類を見ながら、肥料購入実績一覧表をお客様ごとに作成します。次にこれを見ながら、様式第1号別紙1の肥料価格高騰対策事業参加農業者名簿をまとめます。参考資料(お客様の注文書・請求書等)は役所には提出不要ですが、いつでも確認できるように保存してください。

肥料購入実績一覧表、参加農業者名簿・肥料価格高騰対策事業取組計画書と各お客様の化学肥料低減計画書を書いて地域振興局に申請します。肥料購入実績一覧表、参加者名簿は書面の他にデータも提出することになっているので、USBフラッシュメモリー等を用いたり、後日メールで送ることもできます。(下のメールアドレスを参照)

農業者が5人そろわなければ、申請はできません。農協等からも肥料を買っている場合は農機店より購入分も一緒に申請してもらうこともできます(嫌がられます)し、商組も対応できます。

4. 商組の対応

商組も取組実施者(申請する人)になります。肥料販売している組合員で、申請する農業者が5人集まらないところや、個人販売店で定款づくり等できないところは、商組が申請しますので、お問い合わせください。他社から購入したもので資料があれば一緒に申請します。

商組に申請を依頼する場合、振込手数料などの事務費として1,100円(税込)、支援金より引かせていただきますので、あらかじめ申請する農業者に了解を取ってください。あわせて、個々の農業者の申請資料に加え、振込口座もお知らせください。

提出先及びお問合せは下の地域振興局になります。とても丁寧に対応してくれますので不明な点は、お気軽にお問合せください。

地域振興局名	住所	電話番号	メールアドレス
新発田地域振興局農業振興部生産振興課	豊町 3-3-2	0254-26-9147	ngt111340@pref.niigata.lg.jp
新潟地域振興局農林振興部生産振興課	新津 4524-1	0250-24-9620	ngt112130@pref.niigata.lg.jp
三条地域振興局農業振興部企画振興課	興野 1-13-45	0256-36-2254	ngt112440@pref.niigata.lg.jp
長岡地域振興局農林振興部生産振興課	沖田 2-173-2	0258-38-2551	ngt111440@pref.niigata.lg.jp
南魚沼地域振興局農林振興部生産振興課	六日町 960	025-772-3918	ngt111640@pref.niigata.lg.jp
上越地域振興局農林振興部生産振興課	本城町 5-6	025-526-9401	ngt111940@pref.niigata.lg.jp
佐渡地域振興局農林水産振興部企画振興課	中興 684	0259-63-3185	ngt111150@pref.niigata.lg.jp

最後に、この支援金はもらったら終わりではなく、参加農業者に化学肥料低減実施報告書を、令和6年末までに提出していただきます。報告内容は簡単ですが、県協議会が現地調査を実施(全体の5%程)するそうなので、取組に関する記録(土壌・生育診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等)を念のため、保管するよう指導をお願いします。